

## 特定不妊治療費助成事業の拡充について

- 令和3年1月から、助成制度を拡充します。
- 主な変更点は、所得制限の撤廃と、夫婦要件の見直し（事実婚も対象に追加）です。
- 助成事業のうち、国制度では、助成限度額や助成回数のカウント方法を変更します。
- ご不明な点等は、県子ども家庭課、各県健康福祉センターまでお問合せ下さい。  
(福井市にお住まいの方は、福井市保健所までお願いします。)

### 【改正の適用】

**令和3年1月1日以降に終了した治療**から

### 【改正内容】

		国制度	県制度
所得制限		730万円未満 → <b>撤廃</b>	730万円未満 → <b>撤廃</b>
助成限度額	ステージ ABDE	15万円 → <b>30万円</b>	10万円
	ステージ CF	7.5万円 → <b>10万円</b>	7.5万円
	ステージ GH		7.5万円
	男性不妊	15万円 → <b>30万円</b>	5万円
年齢制限		妻の年齢が42歳以下	妻の年齢が42歳以下
対象夫婦		法律婚のみ → <b>事実婚も対象</b>	法律婚のみ → <b>事実婚も対象</b>
助成回数（※）		<b>ステージ A~F</b> 生涯で通算6回 → <b>1子ごと6回</b> ※1 (40歳以上は3回) (40歳以上は3回)	ステージ A~F※2 国の助成終了後 年度内3回 ステージ GH A~F の治療とは別に年度内3回

※1 国制度の助成を利用して治療を受けたことがあり、その後出産に至った場合、助成回数のカウントをリセットします。

※2 (ステージ A~F および男性不妊について) 国制度の助成を利用した治療を終了後、さらに治療を行う場合、県制度の助成を利用することができます。

### 【問合せ先】

名称	所在地	電話番号
福井県子ども家庭課	福井市大手3丁目17-1	0776-20-0341
福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	0779-66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	0778-22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

※福井市にお住まいの方は、福井市保健所保健支援室(0776-33-5185)にお問合せ下さい。